

教育の基礎的理解に関する科目等（すべて必修）

施行規則に定める科目区分等			本学規定科目及び単位数	
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位数	授業科目	単位数
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原論	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		教職論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		教育行政学	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育論	1
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		教育課程論	2
指導法及び総合的な学習の指導に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	道徳教育論	2
	総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間指導法	2
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術		教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法）	2
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
	生徒指導の理論及び方法		生徒指導論（生徒指導と教育相談）	2
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
関教育の実践に	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	5	進路指導論	2
	教育実習		教育実習論 教育実習 中学校教育実習	1 2 2
	教職実践演習	2	教職実践演習（中・高）	2
法定単位数（合計27単位）			すべて必修（合計28単位）※1	

大学が独自に設定する科目

施行規則に定める科目区分	本学規定科目及び単位数	
設定学する独自の科目に	○人権教育論	1
	法定単位数（27単位）を超えて履修した「教育の基礎的理解に関する科目等」 ※1	
	法定単位数（28単位）を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」 ※2	
○印を付した科目は必修。合計4単位以上修得すること。		

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（すべて必修）

免許法施行規則に定める科目区分	本学規定科目及び単位数	
日本国憲法	日本国憲法	2
体育	運動と健康科学	2
	スポーツ実践	1
外国語コミュニケーション	英語 I A1	1
	英語 I A2	1
	英語 I B1	1
	英語 I B2	1
数理、データ活用及び人工知能に関する科目 又は 情報機器の操作	情報リテラシー	2

○小学校及び中学校の教育職員免許状取得には『介護等体験』が必要です。
※1※2 法定単位数を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の単位数に算入する。

教科及び教科の指導法に関する科目

施行規則に定める科目区分等		本学規定科目及び単位数	
科目区分	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数
教科に関する専門的事項	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	○ 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む）	2
	被服学（被服実習を含む。）	○ 衣生活概論	2
		アパレル設計学	2
		アパレル材料学2	2
		○ アパレル製作実習	2
		ファッションデザイン学	2
		アパレル造形学	2
		アパレル管理学	2
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	○ 食物栄養学概論	2
		○ 調理実習	2
	住居学	○ 住居学概論	2
		住宅計画	2
	保育学	○ 保育学	2
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		○ 家庭科教育法 1	2
		○ 家庭科教育法 2	2
		○ 家庭科教育法 3	2
		○ 家庭科教育法 4	2
法定単位数（合計28単位）		○印を付した科目は必修。合計28単位以上修得すること。※2	